

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

園児の人数確認の徹底について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 9 月 5 日、静岡県牧之原市において、駐車中の送迎バス内で取り残された児童 1 名が死亡する事故が発生しました。児童が亡くなった原因は、熱中症とみられると報道されています。昨年度には、福岡県中間市でも同様の事故が起きています。

横浜市では、令和 4 年 4 月から 8 月末現在、15 件の行方不明・置き去り事故が発生しています。園外・園内を問わず児童の行方不明や置き去りは、交通事故や転落事故、夏であれば熱中症といった命に関わる重大事故に結びつきかねません。

保育中の安全管理は日々行われている日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。

今一度、児童の安全管理、特に児童の人数確認の徹底について、添付資料の「令和 4 年度 行方不明・置き去り事故防止のためのチェックリスト」を活用して、各園で研修や職員会議を行い、安全管理の体制や方法の再確認をお願いします。

※行方不明、置き去りの事故は、重大事故に結びつきかねないため、見失った時間の長さや園内・園外にかかわらず、横浜市に事故報告書の提出が必要です。

【再確認を依頼する事項】

1 登降園時や保育中の児童の人数把握

バス送迎時での人数把握の手順、登降園時や保育中の人数把握の方法について再確認をしてください。

保育中の人数把握は、保育の場面によって確認方法が違えることが考えられます。例えば、園外保育時や園内で児童が自由に遊んでいる時、一斉に同じ遊びをしている時など、それぞれの場面に合った把握の方法をご確認ください。

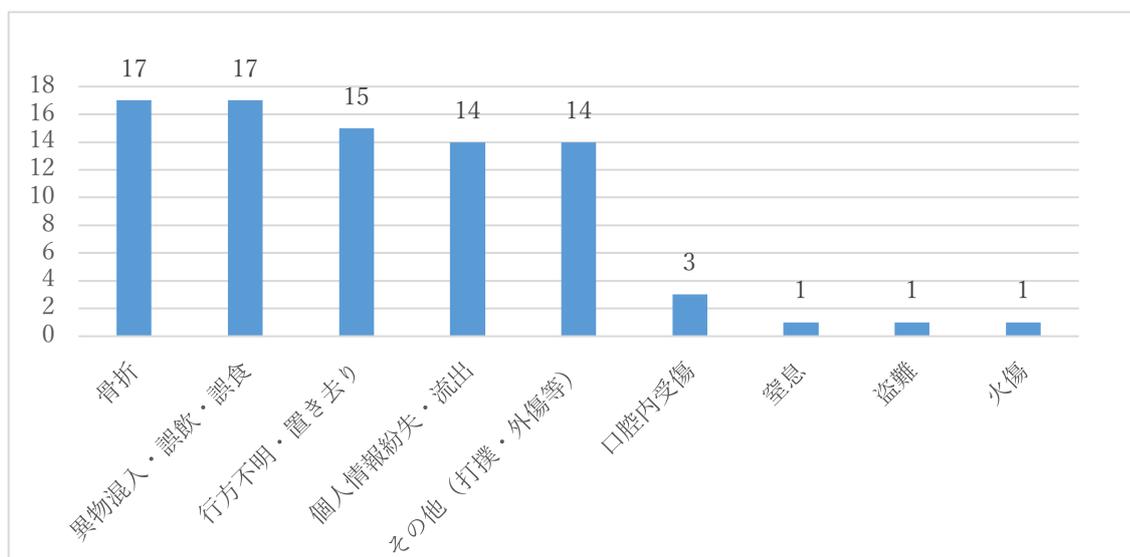
2 事故防止・事故対応マニュアルの再確認

各施設における、事故防止マニュアルの点検や具体的な手順書の確認を行ってください。

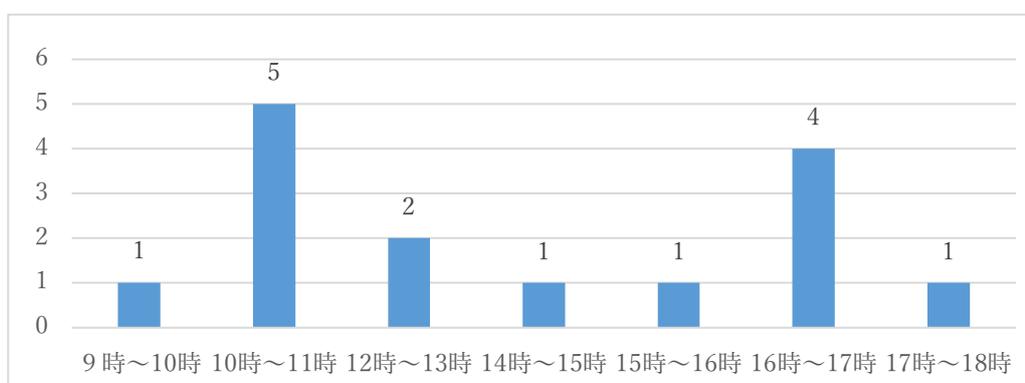
3 職員間での共有

確認したマニュアルや手順書は、職員会議などにより、全職員への周知を図ってください。

【令和4年4月から8月までの事故報告件数】(令和4年8月末現在)



【行方不明・置き去りの発生時間帯】(令和4年8月末現在)



【添付資料】

- ・令和4年度 行方不明・置き去り事故防止のためのチェックリスト
- ・チラシ「人数確認のポイント」
- ・【国通知】保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について(再周知)

<参考>

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
 - ・内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>
 - ・文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1352254.htm
 - ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122587.html>

●「事故防止と事故対応」

横浜市ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>事故防止と事故対応について

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
 電話 045-671-3564
 FAX 045-664-5479